

副会長報酬規則

(平成十八年十月十七日規則第百十三号)

改正 平成二十一年一月一七日

同 二八年 一月二二日

(目的)

第一条 日本弁護士連合会の副会長(以下「副会長」という。)の受ける報酬は、この規則の定めるところによる。

(報酬の種類)

第二条 副会長の受ける報酬は、給与のみとする。

(報酬額)

第三条 副会長の受ける報酬の額は、月額五十万円とする。

2 給与の支給方法その他必要な事項は、経理委員会がこれを定める。

附 則

この規則は、理事会の承認があつた日から施行し、平成十八年六月一日から適用する。

附 則 (平成二十一年一月一七日改正)

第三条第一項の改正規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年一月二二日改正)

第三条第一項の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。